落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

令和７年３月７日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構京都医療センター院長　小池　　薫

（京都府京都市伏見区深草向畑町１－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　26

①４　②スピンラザ髄注12㎎　③購入等　④随意　⑤ 7. 2.18　⑥アルフレッサ㈱　京都府京都市伏見区北ノ口町25番地　⑦93,980,931円　⑧ 7. 1.28　⑨ｂ「技術的理由による競争の不存在」

落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

令和７年３月７日

国立大学法人大阪教育大学長　岡本　幾子

（大阪府柏原市旭ヶ丘４－698－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27

①14　②大阪教育大学附属学校園学習用コンピュータ（iPadOS）　一式　③購入等　④一般　⑤ 6.12.25　⑥株式会社大塚商会（東京都千代田区飯田橋２丁目18番４号）　⑦46,003,914円　⑧ 6.10.21　⑪最低価格

①14　②大阪教育大学附属学校園学習用コンピュータ（ChromeOS）　一式　③購入等　④一般　⑤ 6.12.25　⑥株式会社大塚商会（東京都千代田区飯田橋２丁目18番４号）　⑦57,095,775円　⑧ 6.10.21　⑪最低価格

落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

令和７年３月７日

国立大学法人広島大学　契約担当職　理事（財務・総務担当）　八田　和嗣

（広島県東広島市鏡山１－３－２）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　34

①14　②図書館電子計算機システム　一式　③借入　④一般　⑤ 6.12.26　⑥富士通Ｊａｐａｎ株式会社（神奈川県川崎市幸区大宮町１番地５）　⑦1,969,000円（月額）　⑧ 6.10.24　⑪総合評価

①14　②電子計算機システム（ＨＵＣ14）　一式　③借入　④一般　⑤ 6.12.26　⑥株式会社日立製作所中国支社（広島県広島市中区袋町５番25号）　⑦11,320,100円　⑧ 6. 9.27　⑪総合評価

①26　②広島大学東広島キャンパスで使用する電気　契約電力　10,000kW　年間予定使用電力量　28,102,000kWh　一式　③購入等　④一般　⑤ 6.12.26　⑥中国電力株式会社（広島県広島市中区小町４番33号）　⑦471,070,380円　⑧ 6.11. 8　⑪最低価格

報　　告

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和２年条約第16号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和７年３月７日　　阪神高速道路株式会社

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

阪神高速道路株式会社の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成17年阪神高速規則第30号）

（趣旨）

第１条　この規則は、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号。以下「契約規則」という。）の特例を設けるとともに、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規則は、会社の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る契約制限価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の契約制限価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の契約制限価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の契約制限価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額